

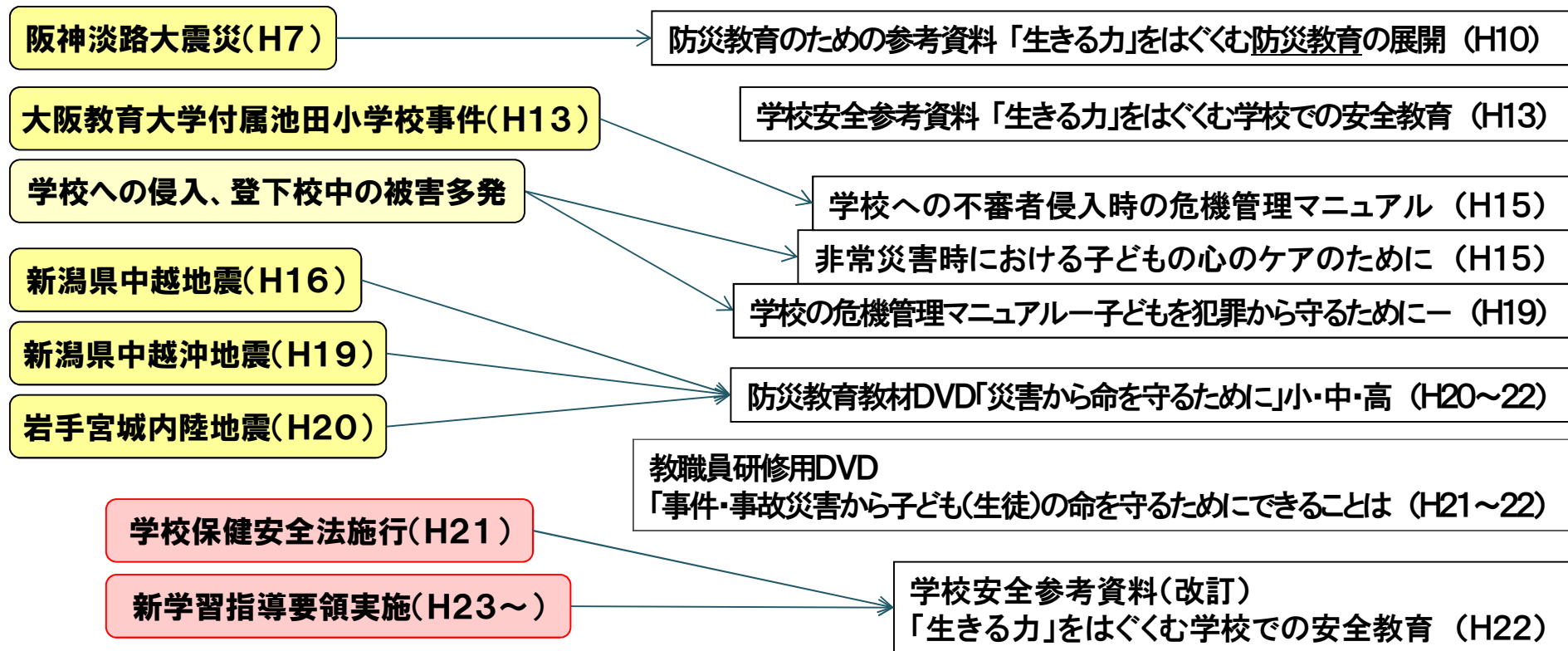
防災読本出版委員会 「防災教育の充実に向けた文部科学省の取組」

1. 学校における事件・事故災害の現状と課題

- (1) 学校における事件・事故災害の実態
- (2) 文部科学省等の対応等
 - ① 学校保健安全法の施行
 - ② 学習指導要領の改訂
 - ③ 学校安全参考資料の作成・配付
- (3) 東日本大震災後の対応等
 - ① 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
 - ② 学校防災に関する参考資料等

2. 「学校安全の推進に関する計画」に基づく今後の方向性





東日本大震災(H23. 3. 11)

東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議(H23～)

東日本大震災IIにおける学校等の対応等に関する調査研究(H24)

京都府亀岡市交通事故(H24) 通学路緊急合同点検

学校安全の推進に関する計画(H24～)




学校防災マニュアル作成の手引き (H24)

**学校防災のための参考資料(改訂)
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 (H25)**

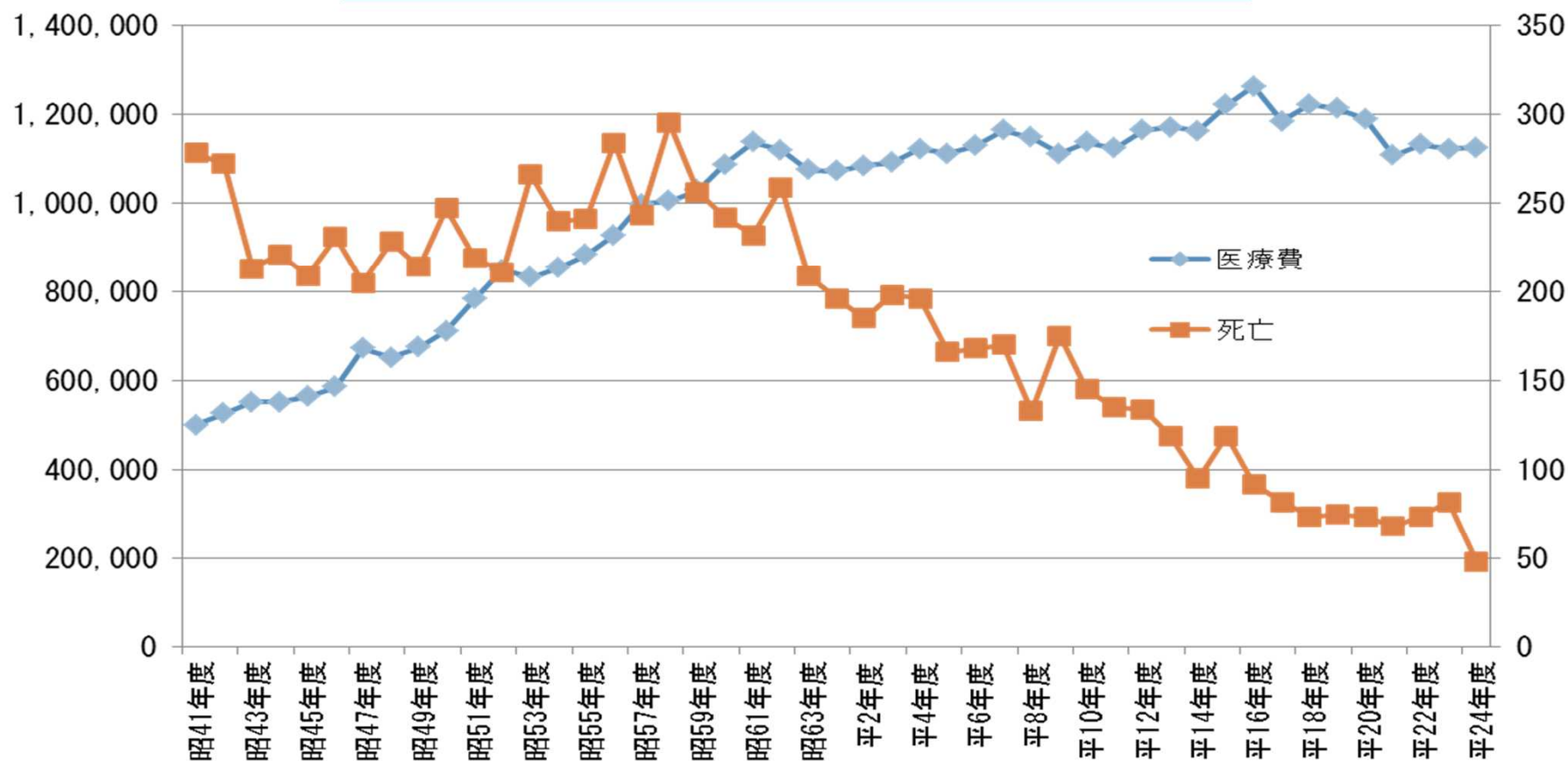


文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ・青少年局学校健康教育課

1-(1) 学校における事件・事故災害の実態①

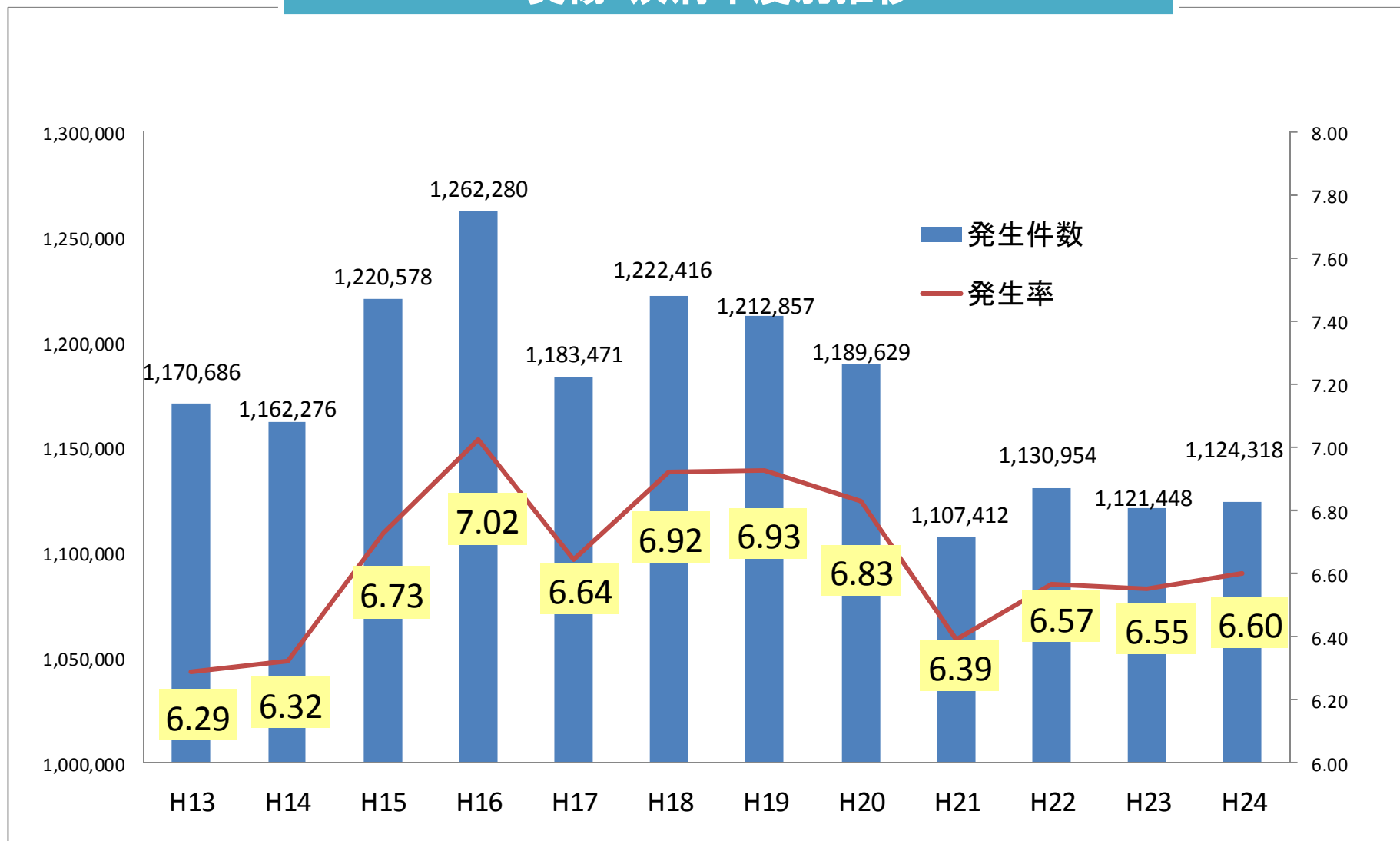
学校の管理下の事故の発生傾向 －負傷・疾病、死亡の年度別推移－



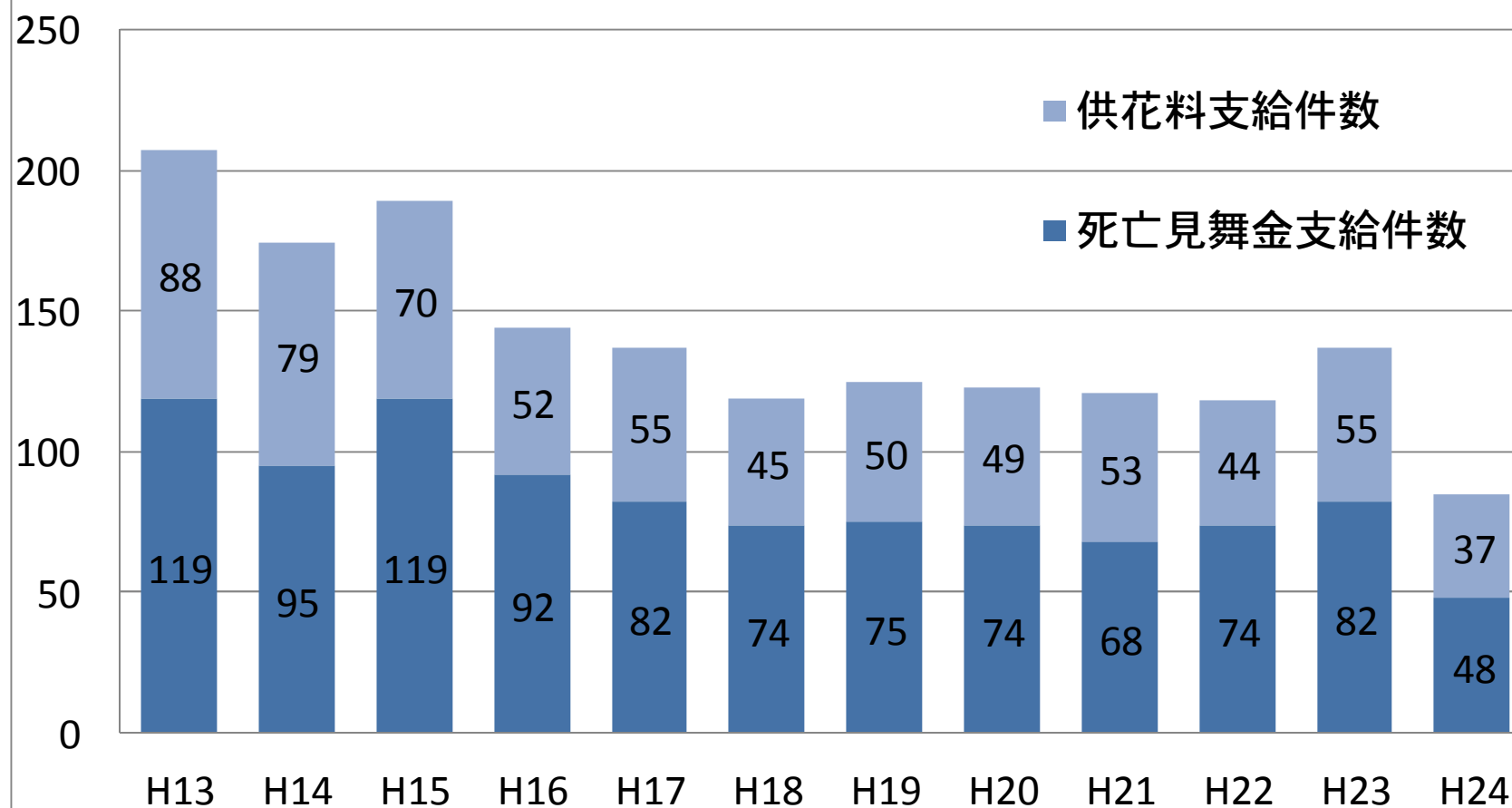
	S41	S46	S51	S56	S61	H3	H8	H13	H18	H24
医療 (千件)	501	586	784	928	1,136	1,091	1,147	1,171	1,222	1,124
死亡	278	231	219	284	232	198	133	119	74	48



学校の管理下の事故の発生率の傾向 －負傷・疾病年度別推移－



学校の管理下の事故の発生傾向 －死亡見舞金・供花料支給件数年度別推移－



「学校保健安全法」 (H21. 4. 1 施行)

第3章 学校安全

第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

設置者は…努めるものとする。

第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては…しなければならない。

第28条(学校環境の安全の確保)

校長は…申し出るものとする。

第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

学校においては…作成するものとする。

第30条(地域の関係機関等との連携)

学校においては…努めるものとする。



「学習指導要領の改訂」

小・中・高等学校「学習指導要領総則」

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

小 学 校 → 社会科、理科、生活科、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

中 学 校 → 理科、保健体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動

高等学校 → 地理歴史科、保健体育科、総合的な学習の時間、特別活動



初版H13「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

平成20年1月17日「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」

新学習指導要領、全面実施！

小学校：平成23年4月～

中学校：平成24年4月～

高等学校：平成25年度入学生から

（数学及び理科は平成24年度入学生から）

幼稚園の新教育要領：平成21年度～

特別支援学校の新学習指導要領等：幼稚園、小・中・高等学校に準じる

平成20年1月17日「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）

平成20年7月9日

学校保健安全法等の一部を改正する法律の公布について
（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

平成21年4月
「学校保健安全法」施行

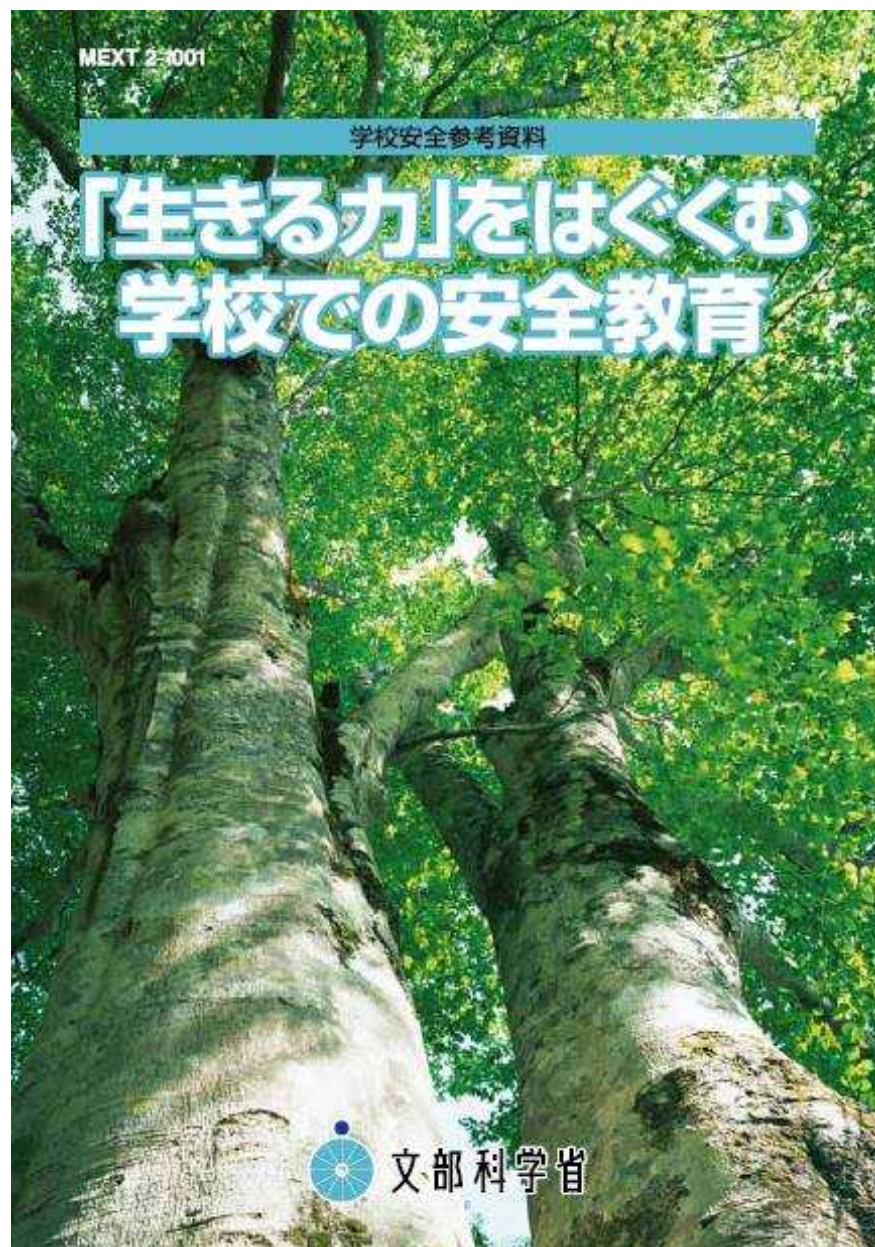
安全教育

安全管理・組織活動

改訂版H22「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育



1-(2)文部科学省の対応等-③学校安全参考資料の作成・配布



1-(3) 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

【東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議】

(第1回～5回)中間とりまとめ(平成23年9月)

【防災教育】

- 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する
- 支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める

【防災管理等】

- 被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」

(第6回～9回)最終報告(平成24年7月)

- 防災教育の指導時間の確保に向け、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する観点から、児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的・体系的な指導を行うことが必要。
- 特に津波災害については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の特性に応じ、様々な場面や状況を想定した上で、津波避難マニュアルを作成し、訓練を実施していくことが必要。
- 教職員の被災など、想定以上の災害が発生した東日本大震災における事例も考慮し、臨機応変に対応できる組織の在り方が求められる。
- 引き渡しのルールや避難所の開設・運営については、あらかじめ、保護者や地域住民と連携を確立させることが必要。
- 防災マニュアルの作成に当たっては、保護者・地域住民、関係機関等の協働により作成するとともに、訓練の実施結果等に 基づき、常に見なおしを行うことが必要。



1-(3) 学校防災に関する参考資料等

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない』場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害) 作成の手引き

地域性を反映した学校独自のマニュアルづくり

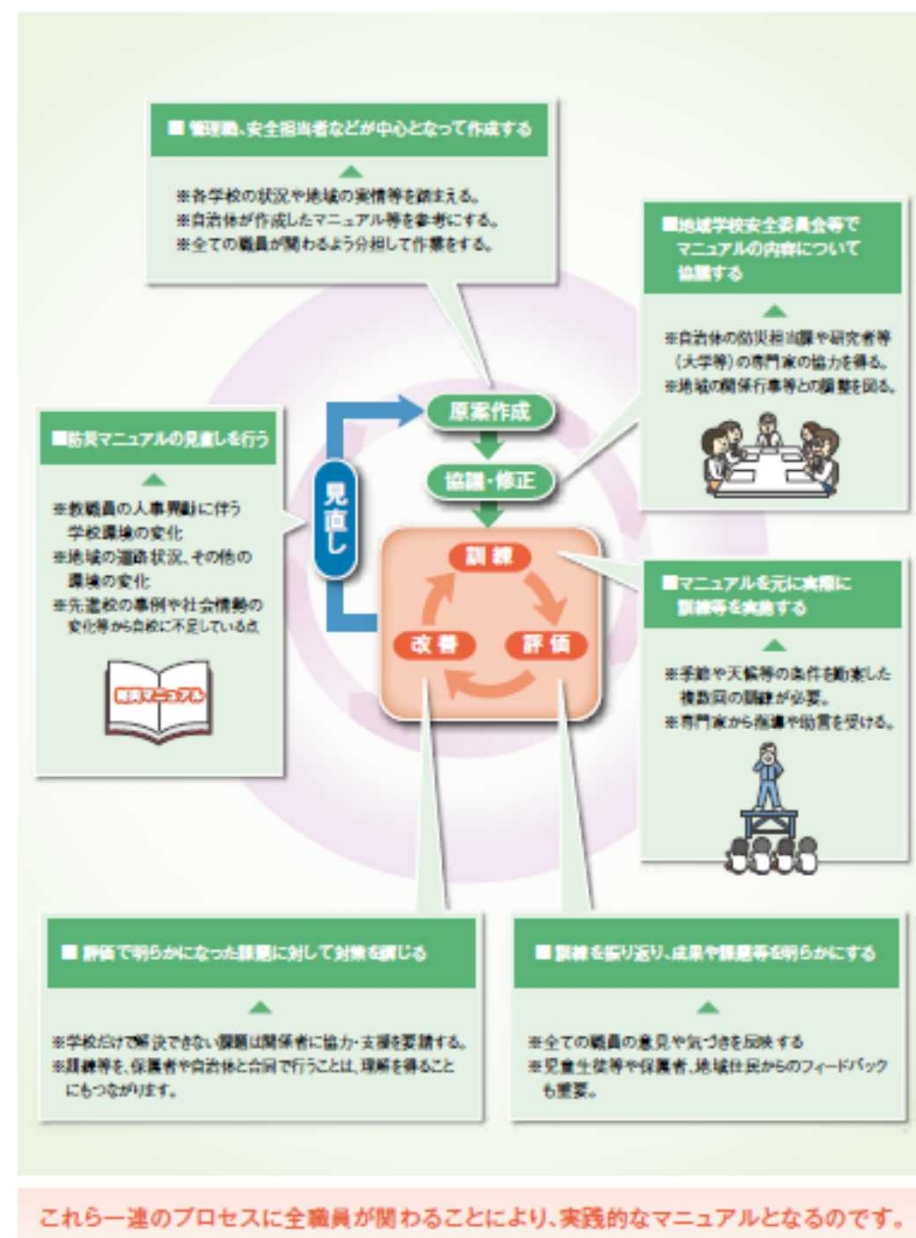


避難訓練の実施・評価・マニュアルの改善

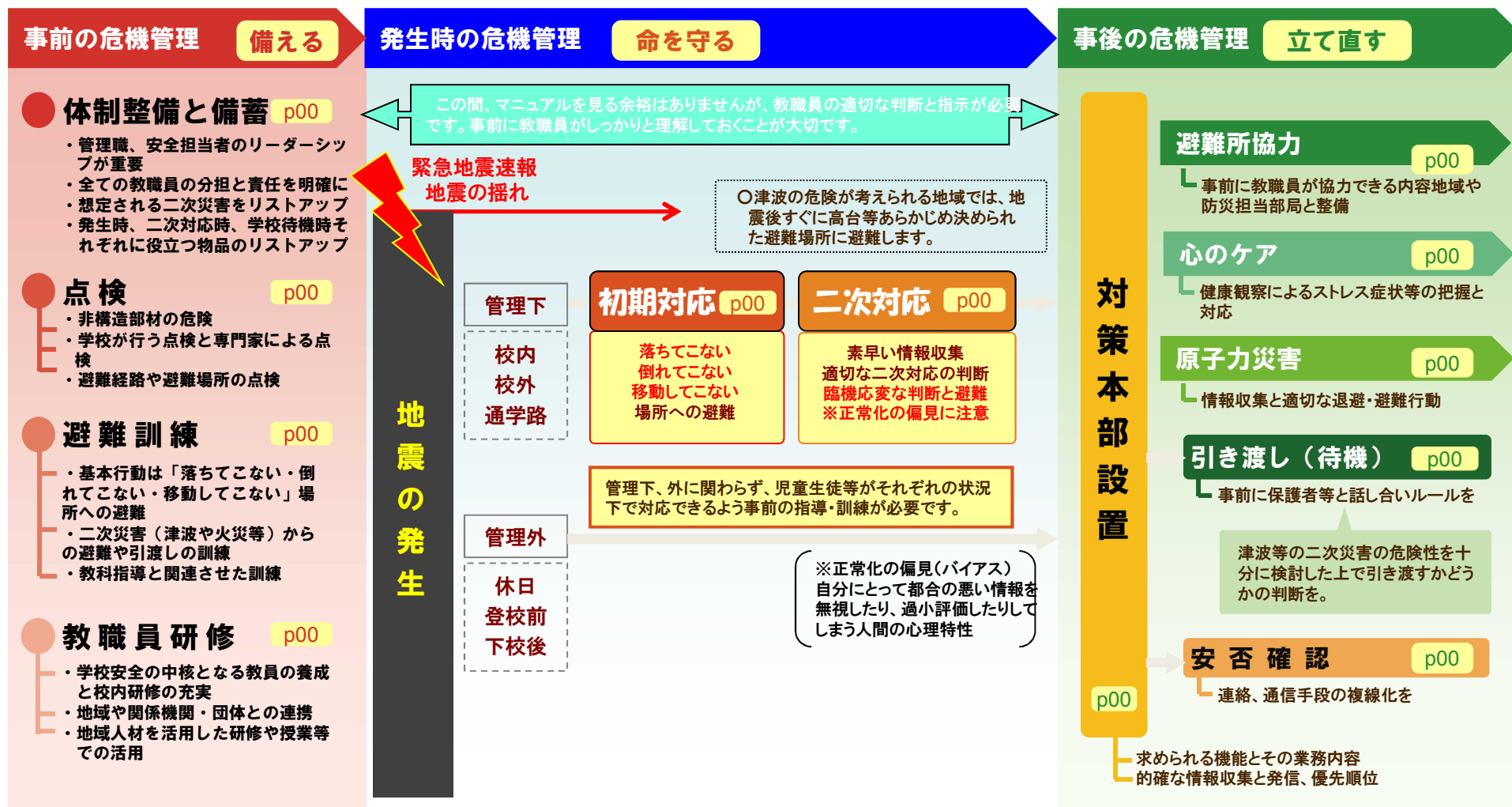
事前の危機管理 → 発生時の危機管理 → 事後の危機管理

- 体制整備と備蓄 - 点検 - 避難訓練 - 教職員研修等	地震発生	- 初期対応 - 二次対応
		- 安否確認 - 対策本部の設置 - 引き渡しと待機 - 避難所協力 - 心のケア - 原子力災害

文部科学省



1-(3) 学校防災に関する参考資料等



「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できないことから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。

※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。

※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。



学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開



平成25年3月

文部科学省

第2章 学校における防災教育② p10

発達段階に応じた防災教育

ア 自然災害等の現状、原因及び被害等について理解を深め、現在及び将来に遭遇する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
 イ 地震、台風等の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(防災予測、主体的な行動)
 ウ 他者の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参画して参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を冀望し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識、思考・判断 世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や設備について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。	イ 危険予測・主体的な行動 日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。	ウ 社会貢献、支援者の基盤 事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。
--	---	---

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識、思考・判断 災害発生メカニズムの基礎や地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。	イ 危険予測・主体的な行動 日常生活において危険を正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。 被害の軽減、災害後の生活を考えることができる。 災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。	ウ 社会貢献、支援者の基盤 地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。
--	---	--

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識、思考・判断 地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。	イ 危険予測・主体的な行動 災害時に発生する危険を認識し、日常的な訓練等を通じて、自らの安全を確保することができる。	ウ 社会貢献、支援者の基盤 自他の生命を尊重し、災害時及び防災後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。
--	---	--

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識、思考・判断 教師の話を注意して聞き理解する。 日常の日常生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。 おぼろしい知識が分かる。	イ 危険予測・主体的な行動 安全な場所や危険を回避する行動の仕方が分かる。素早く安全に行動する。 危険な状況を見つけた時、身近な大人にすぐ知らせる。	ウ 社会貢献、支援者の基盤 高齢者や地域の人と関わり、自分ができることをする。 友達と協力して活動に取り組む。
---	--	---

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状況、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

「交通安全」「生活安全」の内容とともに学校安全計画に位置付け

P143,144 高等学校防災教育年間計画

P120,121 中学校防災教育年間計画

P80,81 小学校防災教育年間計画

P52,53 幼稚園防災教育年間計画

P159,160 特別支援学校防災教育年間計画

「学校安全の推進に関する計画」（＝今後の学校安全の方向性）

【学校における安全**教育**】

- 安全に関する知識、行動する力が課題
- 指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- ・指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全**管理**】

- 学校管理下の事故は増加傾向
- 不審者侵入、交通事故への対応
- 東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ・学校内の安全体制の確立（施設設備・組織）
- ・家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」
「創造」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- セーフティプロモーションの考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する情報収集体制の整備充実
- ・実証的な安全管理につなげる分析調査機能の強化
- ・優れた取組事例（ISS）などの推奨

○負傷
減少傾向

○死亡
ゼロとなるよう最大限
努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

*セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

*ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。



学校安全を推進するための具体的な方策等

1. 安全に関する教育の充実方策

- 主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた参考資料を作成。
- 全国的な情報共有や意見交換の機会を設定し、教育手法の改善を図る。
- 安全教育に係る指導時間を確保するため、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 緊急地震速報等を活用した優良な避難訓練等の実践事例情報を学校等に提供する。
- 発達の段階等、児童生徒の状況に応じた安全教育展開のための研究促進を図る。
- 情報社会への対応のため、引き続き情報活用能力の育成を図る。
- 原子力災害に対する適切な準備が可能となるよう努める。

2. 学校施設及び設備の整備充実

- 学校の設置者が行う耐震化及び防災機能の強化を支援する。
- 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実を促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の充実を図るため積極的な情報提供を行う。
- 全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 安全点検では、事故事例を踏まえた具体的な改善の取組が必要であり、そのための情報提供の確立に努める。
- 全国の教職員が学校安全に関する一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて参考資料を作成・普及する。
- 全ての学校において速やかに危険等発生時対処要領を作成するよう促す。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携強化
- 保護者や地域ボランティアの養成・研修を促進する。



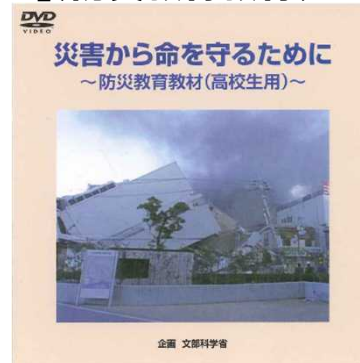
○児童生徒用教材「災害から命を守るために」(防災教育教材)



小学生版CD H20.3



中学生版DVD H21.3



高校生版DVD H22.3

○教職員向け研修資料「子ども(生徒)を事件・事故から守るためにできることは」



小学校教職員向けDVD H21.3



中・高等学校教職員向けDVD H22.3



H22.3



H24.3

「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」
H23.9 中間とりまとめ
H24.7 最終とりまとめ

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」H24.3

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」
H22.3

「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」H24.3

「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」H25.6